防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）	第一条
九　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員	九　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員
十　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣されている職員	九　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

附　則

この政令は、法の施行の日（平成二十七年六月二十五日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
防衛大臣　中谷　元

内閣官房令

○内閣官房令第五号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条第三項第三号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

第四条中第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第一項の規定により派遣されている職員

十三　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第一項の規定により派遣されている職員

附　則

この内閣官房令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）の施行の日（平成二十七年六月二十五日）から施行する。

○内閣官房令第六号

人事記録の記載事項等に関する政令（昭和四十一年政令第十一号）第六条の規定に基づき、人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

第一条第三項第一号中「又は人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）第十二条各号に掲げる場合」を「、人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）第十二条各号に掲げる場合、人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）第九条各号に掲げる場合又は人事院規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）第九条各号に掲げる場合」に改める。

附　則

この内閣官房令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）の施行の日（平成二十七年六月二十五日）から施行する。

省　令

○財務省令第五十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十二条の八第二十五項第五号及び第三十九条の五第二十六項第五号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

第十七条の二第二十一項第二号及び第二十二条の五第二十一項第二号中「第五号まで」を「第三号まで又は第五号」に改める。

附　則

この省令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○財務省令第五十九号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八十九条中「若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」を「、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に改め、「弁護士職務従事職員」という。）」の下に「、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）」を加える。

第九十三条第一項中「若しくは弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員」に改める。

第九十五条第二項第二号及び第九十五条の二第二項第二号中「又は弁護士職務従事職員」を「、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員」に改める。

第九十六条の二第七項中「、第九項」を「から第十一項まで」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9　組合は、オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員を使用する平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会（以下「オリンピック・パラリンピック組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌してオリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

10　組合は、ラグビー派遣職員である組合員を使用する平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第二条に規定する組織委員会（以下「ラグビー組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該ラグビー組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌してラグビー派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。